

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	あさぎり町

あさぎり町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 : あさぎり町役場 農林振興課
所在地 : 熊本県球磨郡あさぎり町免田東 1199 番地
電話番号 : 0966-45-1111 (直通 0966-45-7218)
FAX番号 : 0966-45-7230
メールアドレス : kouhou-soumu@town.asagiri.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ・イノシシ（イノブタ含む）・ニホンザル・カラス類・アナグマ、カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	熊本県 あさぎり町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	水稲	86a 905千円
	飼料作物	151a 322千円
	工芸作物（たばこ）	12a 618千円
	森林（スギ・ヒノキ）	146ha 15,716千円
イノシシ	水稲	42a 142千円
	野菜（かぼちゃ）	15a 97千円
ニホンザル	果樹（クリ）	被害はあるが、家庭菜等であるため被害の規模が把握できていない
	飼料作物	
	野菜	
カラス類	麦（大麦）	182a 被害はあるが、規模（金額など）が把握できていない
	工芸作物（たばこ）	
	畜産	
アナグマ	野菜	被害はあるが、家庭菜等であるため被害の規模が把握できていない
	果樹（クリ）	
カワウ	アユ	被害はあるが、被害の実態が把握できていない

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

・ニホンジカ

シカによる被害は、年間を通して発生しており、水稻及びスギ・ヒノキ等の人工林への被害が発生している。

シカによる特徴的な被害として、田植え直後の水稻への食害及び葉タバコのマルチの踏みつけによる損害、スギ・ヒノキの幼齢木の枝葉の食害、幹への角擦りによる剥皮被害がある。被害については従来の山間部だけでなく平坦地においても目撃情報がある。

・イノシシ

イノシシによる被害は、8～10月において水稻への食害が発生している。特に稲では田植え時期と刈り入れ時期に被害が多くなっている。被害区域は全域に広がっており、どの地区においても水稻被害がある。

近年の生息数は、大きな増減は見られず、横ばい傾向にある。

・ニホンザル

町内で被害を及ぼすサルは、1グループ当たり20～100頭前後で構成する5・6グループが生息していると推測される。また、サルが農作物を食べ始めて栄養状況がよくなり、繁殖能力が高くなっており、頭数が急激に増えているとも言われている。その被害は、年間を通して発生している。春から秋にかけてイモ類、トウモロコシ、水蜜桃、柿、クリ、梨、しいたけ。冬季は、大根、白菜を中心とする野菜類を食害する。

被害区域は上地区、岡原地区、須恵地区、深田地区の中山間地域が中心であるが、平地にある住宅地の家庭菜園までも被害を受ける状況である。

・カラス類

最近では渡りカラスによる被害が拡大しており、現在も穀物や家畜への被害が散見されている。

・アナグマ

近年急速に生息数が増加しており、モモや梨等の果樹、野菜等への被害が発生している。また、農地以外の家庭菜園においても被害があり、平野部においても生息している状況である。被害区域は町内全地区で被害がある。

・カワウ

球磨川流域において飛来が確認されている。主にアユ等の溯上期、産卵期に捕食による被害が発生しており、被害の拡大が懸念される

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

(千円)

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）	軽減率
ニホンジカ	17,561	12,292	30%
イノシシ	239	167	30%
ニホンザル	-	-	
カラス類	-	-	
アナグマ	-	-	
カワウ	-	-	
合計	17,800	12,459	30%

(ha)

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）	軽減率
ニホンジカ	170.9	119.6	30%
イノシシ	5.7	4.0	30%
ニホンザル	18.2	12.7	30%
カラス類	-	-	
アナグマ	-	-	
カワウ	-	-	
合計	176.6	123.6	30%

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>猟友会と連携して捕獲隊が組織されていたため、捕獲体制は整備されている。捕獲手段に関しては、銃器・わなを用いて実施している。</p>	<p>高齢化による狩猟者の減少に伴って捕獲の後継者の育成が急務となっている。また、捕獲機材（箱わな、囲いわな、くくりわな等）の普及促進、整備が課題となっている。また、サルには緊急に対応する必要がある。</p> <p>農地周辺では銃器を使用するのが困難なため、わな猟にて農家による捕獲活動を推進する必要がある。</p> <p>さらに、鳥獣は市町村の境界を越えて被害を及ぼす可能性があるため、周辺の市町村と連携した一斉捕獲の実施が課題となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>農地については獣害対策事業を行って、電気柵等設置者個人に対して補助してきた。また、鳥獣被害防止総合対策事業、中山間地域直接支払制度によって防護柵等の設置を行っている。</p> <p>森林については、幼齢林の食害、壮齢林の剥皮被害に対し、シカネットや剥皮被害防止資材の普及を図ってきた。</p>	<p>鳥獣は町村の境界を越えて被害を及ぼしているため、自分の農地は自分で守るという意思の下、より一層、各種補助事業の活用を検討していく必要がある。</p> <p>地域の意識改革による被害防除体制の確立に向け取り組む必要がある。</p> <p>森林の防護対策については、対象が広範囲となることに加え、設置や管理面でコスト増となり、負担が大きくなる。この為、各種補助事業などを有効活用することで、コスト面での軽減を図り、一体的な設置を推進することが必要である。また、数年たてば、ネットが破れ、シカがネットの中に入ってくるため、ネット補修についても今後行っていく必要がある。</p>
生息環境管理その他取組	<p>放任果樹の除去や収穫残渣の適切な処理などの「えづけストップ」の取組みを周知している。</p>	<p>引き続き、防護柵を整備する集落を中心に、説明をする等働きかけを行う。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

現在、実施隊及び捕獲隊を中心に捕獲を行っている。

また、高齢化による狩猟者の減少に伴う捕獲の後継者の育成については、狩猟免許取得を推進するため広報誌、HPでの広報活動に努める。狩猟免許取得については、事前講習受講料の補助を行う。狩猟免許取得者については箱わなの購入補助等を検討する。

現在、町内に5隊の有害鳥獣捕獲隊が編成されている。捕獲従事者での一斉捕獲について検討する。

シカの森林被害については、引き続き侵入防止柵（シカネット）を植栽時には設置することとし、被害拡大を防ぐ。

農地への侵入防止柵設置については、各種補助事業を積極的に活用していく。補助事業対象外については、町が単独事業で行っている防止柵設置補助を活用することとし、設置を希望する住民には設置するだけでなく、維持管理について指導を行う。

さらに、銃猟免許保持者については、技術高度化施設について老朽化を迎えているため、施設の存続に対して支援することにより、捕獲活動の意欲を向上させる。

※今後の計画

- ①地域の意識改革による被害防除体制の確立に向け取り組む。
- ②捕獲と防護施設の両面での被害防止対策を推進する。
- ③周辺市町村と連携して、一斉捕獲体制の確立を目指す。
- ④捕獲に従事する駆除隊後継者の育成対策を講じる。
- ⑤有害鳥獣の生息状況と生態調査を関係機関と連携して実施する。
- ⑥獣肉加工についての調査・研究を進める。
- ⑦住民が追い払い活動や緩衝帯整備を行えるような体制整備を検討する。
- ⑧熊本県猟友会上球磨支部所有の上球磨射撃場の存続に対する支援。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

熊本県猟友会上球磨支部	あさぎり町有害鳥獣捕獲隊への従事者の補充等及び有害捕獲に係る助言や情報提供を行う。
あさぎり町有害鳥獣捕獲隊 5隊 鳥獣被害対策実施隊 1隊	猟友会で構成された捕獲隊が有害鳥獣の捕獲を行う。 鳥獣対策実施隊により、有害鳥獣捕獲及び被害防除はもとより、捕獲効率向上のための捕獲方法の試験導入等の施策を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル カラス類 アナグマ カワウ	あさぎり町有害鳥獣捕獲隊と連携して、狩猟免許取得の推進を行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。取得については補助を検討し、捕獲機材（箱わな、囲いわな）の導入を推進し、わなによる有害鳥獣捕獲を増やすことで、これまでの猟銃と合わせた有害鳥獣捕獲の効率化を図る。
6年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル カラス類 アナグマ カワウ	あさぎり町有害鳥獣捕獲隊と連携して、狩猟免許取得の推進を行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。取得については補助を検討し、捕獲機材（箱わな、囲いわな）の導入を推進し、わなによる有害鳥獣捕獲を増やすことで、これまでの猟銃と合わせた有害鳥獣捕獲の効率化を図る。
7年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル カラス類 アナグマ カワウ	あさぎり町有害鳥獣捕獲隊と連携して、狩猟免許取得の推進を行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。取得については補助を検討し、捕獲機材（箱わな、囲いわな）の導入を推進し、わなによる有害鳥獣捕獲を増やすことで、これまでの猟銃と合わせた有害鳥獣捕獲の効率化を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

①ニホンジカ

近年、シカの生息数は増加しており、農作物、森林に多大な被害を及ぼしている。

第二種特定鳥獣管理計画によると、当町での生息頭数は特に里山地域での増加が顕著に見られ、それが農作物への被害に影響している。計画に基づき保護区域では5頭/km、調整区域では2頭/kmの生息密度を目標とし、捕獲を行う。

現在、かなりの捕獲を行っているが、平野部での目撃数がまだ多く、農地の被害も多い。しかし、捕獲従事者は年々減少傾向にあるため、高齢による捕獲従事者の減少の改善、知識・技術の伝承をできるように、若手の育成、新規狩猟免許取得者の増加を図りながら捕獲体制を維持できるように検討していく。

(捕獲実績)	(単位：頭)
	実績
R 1	9 6 4
R 2	8 8 0
R 3	1, 2 0 7

②イノシシ

イノシシによる水稻、野菜、果樹、林産物への食害は深刻な被害を及ぼしている。タケノコ時期や田植え及び稲の刈り入れ時期を重点に捕獲を行っている。今後とも、第二種特定鳥獣管理計画の保護管理目標である農林作物被害額を令和4年度から令和8年度の平均被害金額まで抑えることを考慮して継続して捕獲に取り組むこととする。

(捕獲実績)	(単位：頭)
	実績
R 1	1 9 6
R 2	1 4 5
R 3	1 2 8

③ニホンザル

近年では、サルの行動圏域が大幅に拡大し、農作物被害や人への生活圏域への侵入が多くみられる。熊本県における野生猿対策方針に基づき、棲み分けを図ることを前提とした威銃と併せ被害軽減のため有害鳥獣捕獲を行う。

住民からも、近年は従来の生息域以外での目撃が大幅に増えているとの意見があることから、今後の自然増加数や過去の捕獲実績等をふまえ、被害の軽減と個体群維持の両面から適正な捕獲に取り組むこととする。

(捕獲実績) (単位：頭)

	有害捕獲
R 1	2 4
R 2	1 3
R 3	2 5

④カラス類

カラス類による水稻、果樹、野菜等の農作物、飼料作物への食害が発生している。今後とも、継続して捕獲に取り組むこととする。

(捕獲実績) (単位：羽)

	有害捕獲
R 1	3 1 4
R 2	3 5 0
R 3	1 1 5

⑤アナグマ

近年、目撃数や被害報告があり、桃などの果樹の被害が出ている。また、家庭菜園などの被害もあり、中山間地域以外の銃器の使用が困難な平野部においても生息している状況である。家屋の軒下に住み着いていると報告もあり、箱わなや追い払いにより対応している。被害は今後も増加する傾向にあると思われ、今後の被害拡大を防ぐためにも捕獲を行っていくこととする。捕獲計画頭数は70頭。

(捕獲実績) (単位：頭)

	有害捕獲
R 1	3 1
R 2	5 0
R 3	2 7

⑥カワウ

球磨川流域において、アユ等の食害被害が確認されており、被害の拡大が起こる前に漁協・近隣市町村と連携し、捕獲や追い払いに務める。捕獲計画数を30羽とする。
捕獲にあたっては、事故発生の防止や錯誤捕獲の防止に努めることとする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
ニホンジカ	1, 200	1, 200	1, 200
イノシシ	300	300	300
ニホンザル	40	40	40
カラス類	500	500	500
アナグマ	70	70	70
カワウ	30	30	30

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>シカについては、銃器・わなを用い、年間を通じて捕獲を実施する。</p> <p>イノシシ、カラスについては予察捕獲を行う。</p> <p>サルについては、生息数と被害が多い深田地域を中心に毎月、威銃並びに被害軽減のため有害捕獲を行う。上・岡原・須恵地区については被害状況に応じて威銃及び被害軽減のため有害鳥獣捕獲を行う。</p> <p>アナグマについては、被害が確認される場所においてわなを用い、捕獲を行うとともに、被害が見込まれる作物がある場合は予察捕獲を行う。</p> <p>カワウは、被害が発生している時期のうち適切な時期を選定し、被害が発生している球磨川流域において猟銃による捕獲を行なう。</p> <p>原則として、対象区域は免田地区を除く全域とし、免田地区については、被害状況に応じて対応する。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>必要性：ニホンジカ等の有害鳥獣捕獲</p> <p>実施予定時期：令和5年4月～令和8年3月</p> <p>実施予定場所：あさぎり町内</p>

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
あさぎり町全域	ニホンジカ、ニホンザル、アナグマ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ ニホンジカ サル	ワイヤーメッシュ柵（サルにおいては、上部に電気柵設置） 延長3,000m 整備面積3.0ha 林業用ネット柵計画 延長1,200m 整備面積4ha	ワイヤーメッシュ柵（サルにおいては、上部に電気柵設置） 延長3,000m 整備面積3.0ha 林業用ネット柵計画 延長1,200m 整備面積4ha	ワイヤーメッシュ柵（サルにおいては、上部に電気柵設置） 延長3,000m 整備面積3.0ha 林業用ネット柵計画 延長1,200m 整備面積4ha

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ ニホンジカ サル	・侵入防止柵まわりの除草作業 ・侵入防止柵そばへのわなの設置	・侵入防止柵まわりの除草作業 ・侵入防止柵そばへのわなの設置	・侵入防止柵まわりの除草作業 ・侵入防止柵そばへのわなの設置

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	イノシシ シカ サル	放任果樹の除去や収穫残渣の適切な処理などの「えづけストップ」の取組みを周知する。
6年度	イノシシ シカ サル	放任果樹の除去や収穫残渣の適切な処理などの「えづけストップ」の取組みを周知する。
7年度	イノシシ シカ サル	放任果樹の除去や収穫残渣の適切な処理などの「えづけストップ」の取組みを周知する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

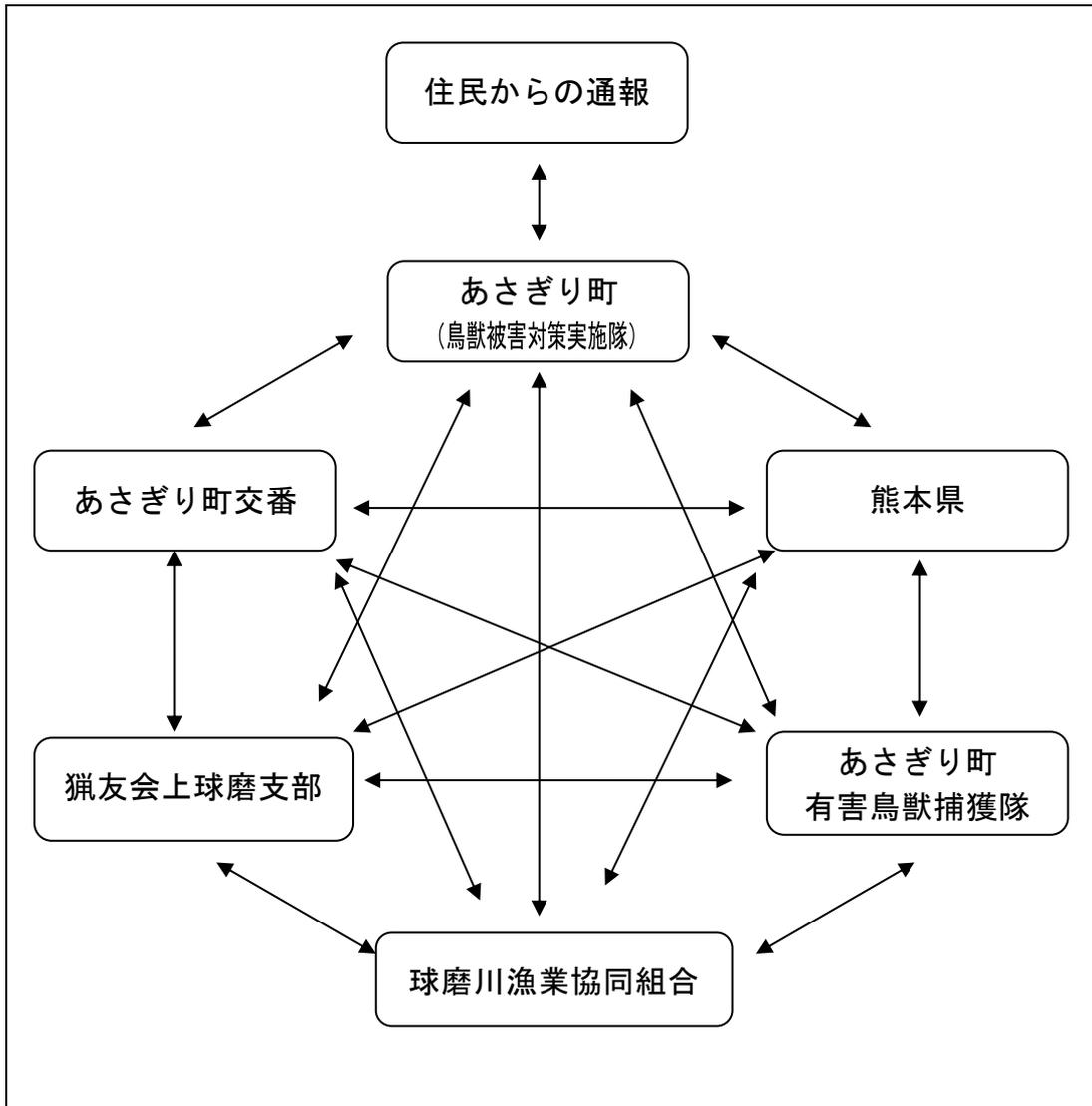
関係機関等の名称	役割
熊本県	情報収集・提供、狩猟者に対する指導
あさぎり町（鳥獣被害対策実施隊）	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供、関係住民への周知
熊本県県南広域本部球磨地域振興局	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供、関係住民への周知
猟友会上球磨支部	地域巡回、捕獲班の調整
あさぎり町交番	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供、関係住民への周知
有害鳥獣捕獲隊	地域巡回、捕獲班の調整
球磨川漁業協同組合	水産物被害に関する情報収集・提供

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋却処分を行うことを原則とするが、シカ、イノシシについては、食肉としての利活用をめざす。
尚、食肉として加工、販売する場合は、食品衛生法に基づくこととする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	あさぎり町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
あさぎり町役場農林振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う
あさぎり町有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う
熊本県猟友会上球磨支部	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う
くま中央森林組合(中球磨支所)	有害鳥獣関連情報の提供を行う 被害防護施設の情報提供
球磨地域農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う 被害防護施設の情報提供
熊本県農業共済組合球磨支所	有害鳥獣関連情報の提供を行う 被害防護施設の情報提供

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
熊本県県南広域本部 熊本県球磨地域振興局 熊本県南部森林管理署	鳥獣被害対策アドバイザー

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

現在、捕獲従事者の技術向上を図ることを目的として捕獲方法の検証等を行うため鳥獣被害対策実施隊を平成24年度に設置している。

あさぎり町有害鳥獣被害対策実施隊

組織日：平成24年7月1日

隊員数：4名（令和5年1月1日現在）

あさぎり町職員

狩猟免許取得者：第1種 1名、わな 3名

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

町内における農林作物の被害は深刻な状態にあり、山間部では、既に耕作を放棄した田畑が目立つようになってきている。

このことは、就農者の高齢化による被害防護施設の設置、緩衝帯の整備が困難な状態であり、効果的な防護方法について検討していく。

また、捕獲従事者となる担い手の確保のために、熊本県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用も検討する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、球磨地域鳥獣害防止対策協議会と連携し、講演会、情報交換会、現地研修会を開催する。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。